

申 請

水 振 第 8 2 1 号
令和 6 年 1 月 2 9 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩
(公 印 省 略)

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく令和 5 年 10 月 16 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること

碓石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、広瀬川（支流を含む。）及び二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）で採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）並びに阿武隈川（支流を含む。ただし、セヶ宿ダムの上流を除く。）において採捕されたうぐい

2 解除を申請する理由

別紙参照

1 解除を申請する理由

- (1) 碓氷川の上流(支流を含む)におけるいわなの基準値超過と出荷制限指示の経過。

碓氷川の上流(支流を含む)において採取されたいわなから平成24年6月12日に基準値を超える放射性セシウムが検出され、同年6月22日に同水系において出荷制限指示が発出された。

- (2) 名取川のうち秋保大滝より上流(支流を含む)におけるいわなの基準値超過と出荷制限指示の経過。

名取川のうち秋保大滝より上流(支流を含む)において採取されたいわなから平成24年4月25日に基準値を超える放射性セシウムが検出され、同年5月14日に同水系において出荷制限指示が発出された。

- (3) 広瀬川(支流を含む)のうち、大倉ダムの上流を除く水域におけるいわなの基準値超過と出荷制限指示の経過。

広瀬川(大倉ダムより上流を除く)において採取されたいわなから平成24年11月11日に基準値を超える放射性セシウムが検出され、同年12月6日に同水系において出荷制限指示が発出された。

- (4) 広瀬川のうち、大倉ダムの上流の大倉川(支流を含む)におけるいわなの基準値超過と出荷制限指示の経過。

大倉川のうち大倉ダムの上流において採取されたいわなから平成24年4月14日に基準値を超える放射性セシウムが検出され、同年5月14日に同水系において出荷制限指示が発出された。

- (5) これら水域におけるいわなの検査結果

これら水域のうち、平成26年7月6日に大倉川で採取されたいわなから160Bq/kgが検出されて以降、平成26年8月3日から令和5年7月9日まで233検体を検査した。平成26年8月10日に最大値80Bq/kgを示したものの、基準値を超過するものは出ておらず、放射性セシウムは低い水準で推移している。

以上のことから、今後も基準値を超えるいわなが検出される可能性は低いと考えられることから、宮城県内の碓氷川の上流(支流を含む)、名取川のうち秋保大滝より上流(支流を含む)及び広瀬川(支流を含む)において採捕されたいわなにかかる出荷制限を解除することとしたい。

2 出荷制限を解除する範囲

碁石川のうち釜房ダムより上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝より上流（支流を含む。）及び広瀬川（支流を含む。）

3 解除後の出荷管理計画

（1）解除後のいわなの検査計画

各水域において、原則週1回以上の検査を行う。

（2）モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、採取されたいわなから基準値を超える値が検出された場合は、速やかに対象水域からのいわなの採捕自粛を関係漁協等に求めるとともに、流通された場合には、その回収を指導する。

指 示

令和6年2月15日

宮城県知事
村井 嘉浩 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和5年10月16日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 宮城県仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町及び南三陸町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 宮城県白石市、東松島市及び富谷市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 宮城県仙台市、登米市、村田町及び南三陸町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 宮城県気仙沼市において採取されたきのご類(野生のものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけについては、この限りでない。
5. 宮城県栗原市及び大崎市において採取されたきのご類(野生のものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるなめこ、ならたけ及びむきたけについては、この限りではない。
6. 宮城県栗原市(旧栗駒町、旧鶯沢町、旧金成町及び旧花山村の区域のうち、県の定める管理計画に基づき管理される区域並びに旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町及び旧志波姫町の区域を除く。)において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 宮城県丸森町(旧金山町、旧舘矢間村及び旧大張村の区域に限る。)において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるたけのこについては、この限りでない。
8. 宮城県気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町及び南三陸町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 宮城県気仙沼市及び大崎市において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 宮城県丸森町において産出されたぜんまい(野生のものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
11. 宮城県栗原市(旧築館町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町、旧金成町及び旧志波姫町の区域を除く。)において産出されたたらのめ(野生のものに限る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の

長及び関係事業者等に要請すること。

- 1 2. 宮城県大崎市及び加美町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 3. 一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
- 1 4. 宮城県内の北上川（支流を含む。）において採捕されたいぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
- 1 5. 白石川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
- 1 6. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。
- 1 7. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 8. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるしかの肉については、この限りではない。